

競合品目・競合企業リスト

令和7年2月17日

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

| | | | |
|-------------|-------------------------------|-----|----------|
| 品目 | レケンビ点滴静注 200mg、レケンビ点滴静注 500mg | | |
| 専門組織 年月日 | 令和7年2月28日 | 申請者 | エーザイ株式会社 |

| | 販売名 / 開発名 | 競合企業名 |
|-------|---------------------------------|---------------|
| 競合品目1 | ケサンラ点滴静注液 350mg / ドナネマブ(遺伝子組換え) | 日本イーライリリー株式会社 |
| 競合品目2 | | |
| 競合品目3 | | |

| 競合品目を選定した理由 | |
|-------------|---|
| 競合品目1: | レケンビと同様に、効能又は効果として「アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制」を有する医薬品として承認されている薬剤であるため。 |
| 競合品目2: | |
| 競合品目3: | |

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上